

「広域活動支援事業」の概要

1 対象団体

本県全体の地域福祉を推進する団体で継続的な支援が必要な以下のいずれかに該当する団体

(1) 支援が必要な児童、障害者、高齢者等の当事者又は家族のために活動する団体であって、

- ①その団体の行う配分申請事業への参加者や相談者の住所又は実施箇所が概ね県内全域に及ぶ活動を、継続的（3年以上）に実施している実績を有する団体
- ②概ね県内全域に活動基盤を有する団体で、継続的（3年以上）な活動実績を有する団体

(2) 県内全域を活動範囲とする更生保護事業を行う団体

2 配 分

(1) 限 度 額 1 (1) 該当団体：30万円

1 (2) 該当団体：20万円

(2) 配分割合 10/10

(3) 配分年限

3か年を限度として設定する（申請は単年度ごと申請）が、必要と認める場合は継続的助成を行う。なお、3年を超えて継続する場合は、3年ごとに自己評価書の提出を求め、県共募によるヒアリングを受けることを条件とする。

3 申請手続

市町村委員会を経由せず県共募に直接申請

4 そ の 他

本事業については、今後3年を目途に行う配分基準の見直しにおいて、制度継続の是非を判断する。